



平成26年2月18日(火)

国土交通省関東地方整備局



高崎河川国道事務所

記者発表資料

国道18号の通行止め解除について（第五報）

降雪により通行止めを実施している下記区間については、除雪作業及び立ち往生車両の除去が完了したことから、2月18日(火)午前4:30に通行止めを解除しました。
通行規制へのご理解とご協力ありがとうございました。

規制区間：国道18号

場 所：群馬県安中市松井田町横川

～長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢

延 長：約15.6km

規制開始：平成26年2月15日(土)0時30分～

※高速道路・一般道の交通規制情報はこちらをご覧ください。

日本道路交通情報センター <http://www.jartic.or.jp/index.html>

記者発表クラブ

刀水クラブ テレビ記者会

問合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 高崎河川国道事務所
住所：群馬県高崎市栄町6-41 電話：027-345-6000(代)

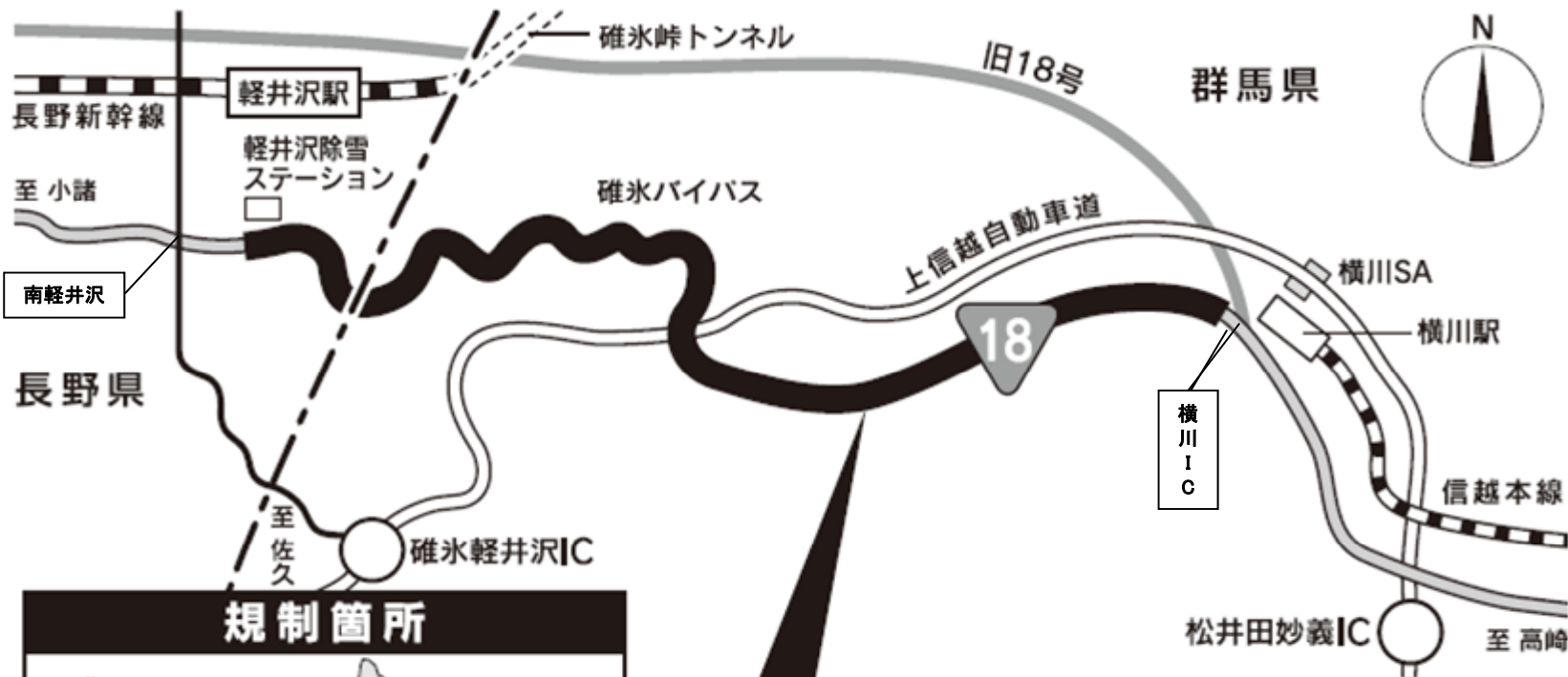
副 所 長 近藤 誠一郎(こんどう せいいちろう) 内線：204

建設専門官 森田 信介(もりた のぶすけ) 内線：511

高崎河川国道事務所ホームページ

高崎河川国道

規制箇所拡大図



規制箇所



国道18号 (碓氷バイパス)

通行止区間

群馬県安中市松井田町横川
～長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢

延長約15.6km

通行規制解除

H26.2.18 午前4:30